

Title	公式令符式条の改訂とその意義
Sub Title	Revision of the Fushiki provision in the Kushikiryo, and its significance
Author	加藤, 麻子(Kato, Asako)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.4 (2006. 3) ,p.1(321)- 19(339)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公式令符式条の改訂とその意義

加藤 麻子

はじめに

符式条は、公式令に定める下達文書式である。しかし、養老令と大宝令復原案には、条文の一部に変更が見られることが確認されている。〔史料 i〕〔史料 ii〕参照

その変更点とは、第一に、養老令に見える A が大宝令には存在しなかつたこと、⁽¹⁾第二に、大宝令には養老令にはない B・C の規定があつたこと、⁽²⁾である。この中で C は、一般に勅符式と呼ばれる部分であるが、先に筆者は別稿にてこれを論じたため、ここでは C には触れず、A・B を中心に論を進めていくことにしたい。

まずこの変更点、すなわち養老令における A の追加と B の削除について、早川庄八氏は、両者が相互に密接な関係を持っているとして、次のように指摘している。⁽³⁾

① 大宝令の符式は「原則として、太政官及び省・台が国に対して命令を下達する際に用いられる公文の様式」であり、準用規定 B が附記されることで「一般の「所管―被管」関係にある官司間の下達命令」にも符式を用いると規定。

② 養老令の符式は、太政官・省・台から国に対する命令のみならず、A の追加によって「一般の「所管―被管」関係にある官司間の命令下達」にも符式を用いることを原則的規定にしたため、B の準用規定は不要になり削除された。

したがって早川氏の理解によると、A・B はともに「一般の「所管―被管」(管隸) 関係にある官司間の下達命令」について言及した部分であり、両文はほぼ同義の文ということになる。この見解に対して、現在に至るまで

【史料 i】 養老公式令・符式条

太政官符 其国司
 其事云々、符到奉行
 大弁位姓名 史位姓名
 年月日 使人位姓名
 鈴剋〈伝符亦准此〉

右太政官下 国符式。〈省台准此。〉

若下在京諸司者、不注使人以下。

凡応為解向上者、其上官向下、皆為符。 A

署名准弁官。

其出符、皆須案成并案送太政官檢勾。

〈若事当計会者、仍録会目、

与符俱送太政官。〉

特に異議は出されず、早川氏の見解が継承されているのが現状である。

しかし、ここで注目したいのは、日本公式令の藍本となった唐公式令である。現在、復原される符式条は、敦

【史料 ii】 大宝令・符式条復原案⁴⁾

太政官符 其国司
 其事云々、符到奉行
 大弁位姓名 史位姓名
 年月日 使人位姓名
 鈴剋〈伝符亦准此〉

右太政官下 国符式。〈省台准此。〉

〈署名准弁官。〉

其出符、皆須案成并案送太政官檢勾。

〈若事当計会者、仍録会目、

与符俱送太政官。〉

自餘諸司、応出公文者、皆准此。

若勅直云勅符。

C

B

煌発見の開元七年令〔七一九年制定〕と見られる公式令断簡によるものである。⁵⁾ この中に、養老令のAに相当するA「凡応為解向上者、上官向下、皆為符。」と、大宝令のBに相当するB「其餘公文、及内外諸司応出

公文「者、皆准此。」が、併記されているのである。

したがって、A・Bがほぼ同義であると見なす早川氏の理解には疑問が生じる。また従来、大宝・養老令間の変更を説明するには、大宝令の不備を養老令で改訂、大宝令制定後に再開された遣唐使が持ち帰った新しい唐令をもとに養老令で改訂、などの理由が挙げられてきた。しかし、このような理由だけでは、唐令・大宝令間の符式条改訂の理由は説明し難い。

そこで本論では、第一章で、符式条の唐令・大宝令・養老令間の改訂の実態を明確にし、その成果を踏まえて第二章で、改訂の意義を検討していきたい。

第一章 符式条の改訂

一、唐永徽令の復原

日本令と唐令の関係については、大宝元（七〇一）年施行の大宝令が永徽令〔永徽二（六五二）年制定〕を参照したことが判明している。また、養老令の制定・編纂完了の時期については諸説あるが、編纂の際、開元三年令〔七一五年制定〕を参照した可能性が高いことが指摘されている。⁽⁶⁾これをふまえ本節では、大宝令制定時の操

公式令符式条の改訂とその意義

作を明らかにするために、藍本である永徽令符式条の復原を試みたい。

まず、前掲の【史料ii】大宝令符式復原案と、次に掲げた【史料iii】唐開元七年令の符式とを比較したい。

大宝令と一致または符合する太字部分については、永徽令にも確実に存在したと考えてよいであろう。問題は、

【史料iii】唐公式令符式条

尚書省 為某事

某寺主者云云、案主姓名、符到奉行。

主事姓名

吏部郎中具官封名、都省左右司郎中一人准令史姓名

書令史姓名

年月日 下

右尚書省下符式。

凡應為解向_レ上者、上官向_レ下、皆為符。 A

首判之官署位、准郎中。

其出符、皆須案成并案送都省檢勾。

若事會計會者、仍別錄會目、与符俱送都省。

其餘公文、及内外諸司出文書者、皆准此。 B

Aの存在である。結論から述べると、筆者はAが永徽令にも存在したと考える。以下にその根拠について述べることにしたい。

まず第一に、Aの次に「首判之官署位、准郎中。」が推定できる。ここから、Aの部分には、例示文の「尚書省下符」以外の符の規定、おそらく一般官司における符の使用を指示する文言が規定されていたことは疑いない。

第二に、Aは「解を作り上申する管隸関係においては、符を作り下達する」ことを解説した部分である。これにはまず、公式令に解式が規定されていることが必要不可欠になる。唐の解式は、先に触れた公式令断簡の中にも含まれていないため、書式や規定の一切が不明である。また、『大唐六典』卷一・尚書都省・左右司郎中員外郎の項の文書式を挙げた部分で、上申文書は「凡下之所^①以達^②上、其制亦有^③六曰、表・状・牋・啓・辞・牒。」とのみ見え、この中には「解」が見えない。ここから東野治之氏は、[1]唐令に解式の規定があっても、日本と比較して唐での使用頻度が低かったと考えられること、[2]日本では大宝令以前に、浄御原令すでに解式が使用されていたと考えられ、唐以前の六朝の影響を受けていたと考えられることを指摘した^④。しかし、[1]については、

Aの存在から開元七年令における解式の存在は確信でき、中村裕一氏によれば、唐代に実際に解式が使用されていたことをうかがわせる例も見える^⑤。また、[2]については、岸俊男氏が藤原宮出土木簡の検討から、大宝令施行に伴って「解」の形式が変化したことを指摘している^⑥。したがって大宝令の解式は、浄御原令とは一線を画して新たに規定されたものであり、その藍本である永徽令にも解式が規定されていたと考えてよいであろう。

次に、唐符式条のB部分についても、大宝令のBが「自餘諸司、応^⑦出^⑧公文^⑨者、皆准^⑩此。」となっているため、永徽令については一部定かでない。しかし唐では、永徽令以前から地方官司においても符式による文書の作成・施行手続きが確認でき、「内外諸司」は永徽令にまでさかのぼると考えられる。また、大宝令Bでは「公文」、開元七年令Bでは「公文」「文書」と表記されることから、B部分は単に符だけを対象にした規定ではなく、移など他の文書式もその対象に入れた規定と推測される。したがって、「尚書省下符」と「諸司^⑪^⑫出^⑬文書^⑭」だけでは十分ではなく、尚書省発行の移などに対する規定「其餘公文」も存在したと推測される。

以上から、永徽令において、A・Bを含め符式は開元

七年令とほぼ同文であったと考えられる。⁽¹⁰⁾したがって、大宝令符式では、永徽令に存在したA「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、上官向_レ下、皆為_レ符。」部分が故意に削除されたと言ふことができよう。

二、大宝令と唐令の比較

次に、養老令で削除された大宝令のB部分の意味を確認するため、唐令におけるBの意味と比較しつつ、検討を加えたい。

まず、唐令におけるBの中で「皆准此」は、その前の「其出符、皆須_レ案成_レ并案送_レ都省_レ檢勾。」を指している。また、符式の例示文が「尚書省下符」であることから、「其餘公文」は尚書省が発行する符以外の公文（移など）、「内外諸司_レ出_レ文書_レ者」は尚書省以外の内外諸司が発行するすべての文書について共通した規定と考えられる。⁽¹¹⁾問題は、これらの文書について「出符と其案を都省に送り檢勾」に准じるということである。内外諸司とりわけ地方官司の公文・案を一々都省に送るということは、到底考えがたい。ここは、内外官司の都省に相当する機関に送れという意味であろう。

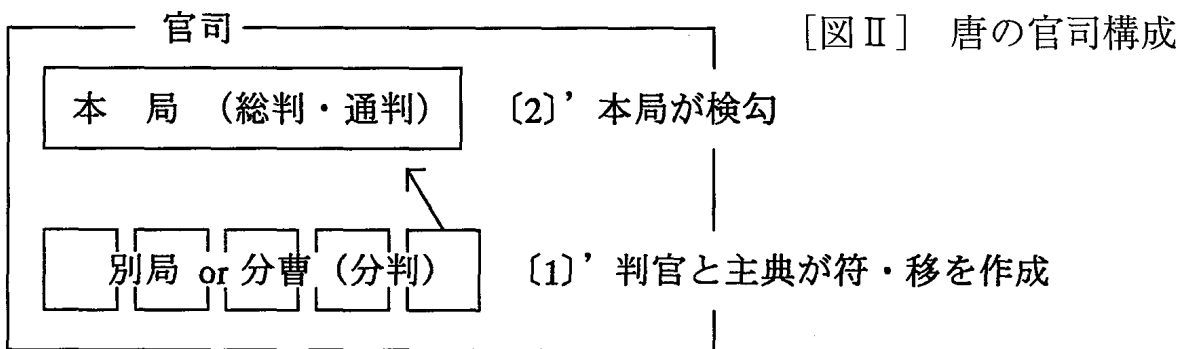
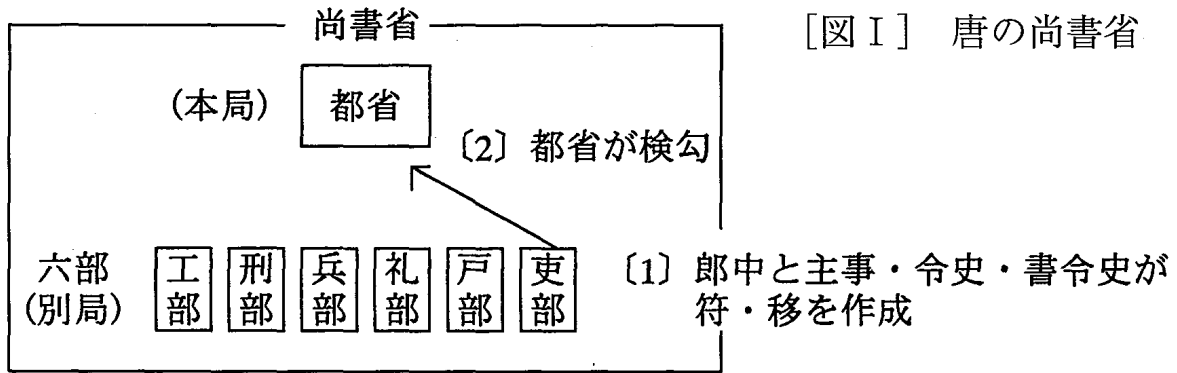
唐において、尚書省は「都省―六部」、他の官司も同

様に「本局―別局（もしくは分曹）」から成る「分判―分曹制」をとっている。⁽¹²⁾「_レ圖_レI」「_レ圖_レII」参照。尚書省の場合、[1]符・移を作成するのは通常、別局に当たる六部（符式の例示書式では吏部）の判官「郎中」と主典「主事・令史・書令史」であり、[2]これを本局である都省に送り檢勾を加えることになる。内外諸司が符・移などを発給する場合も同様に、[1]符・移の作成者は別局もしくは分曹を構成する判官・主典であり、⁽¹³⁾[2]これを尚書省の場合と同様、本局に送り檢勾を加えることを指示したのがBの部分であったと考えられる。

したがって、Bは「尚書省符以外の公文、及び内外諸司が出す文書は、すべて（判官が作成した後）本局に送り檢勾を加えよ」と理解するべきであり、「本局―別局（分曹）」の「分判―分曹制」をとる唐の官司制に基づく規定であったと評価できる。

次に、大宝令のB「自餘諸司、_レ出_レ公文_レ者、皆准_レ此。」について考えておきたい。この部分について、『令集解』符式条の古記は次のように述べている。

問。自餘諸司_レ出_レ公文_レ者、皆准_レ此。未_レ知。自餘諸司。又准_レ此。答。除_レ省台_レ外_レ五衛府等也。准_レ此者、事_レ当_レ計会_レ与_レ符俱送_レ太政官_レ。亦署名耳。



唯稱「不符」耳。

「自餘諸司」は、古記が述べるように、符式すでに挙げている太政官・省台（八省・彈正台）以外の諸司を指していると考えてよいであろう。また「応出公文」者は、文脈上、符だけでなく移などの公文書もその対象になり得ると考えられるが、在京諸司から在外諸司あての文書として符とともに移が用いられることは令文⁽¹⁴⁾によっても確認できるため、問題はないようである。

一方、「皆准此」の解釈にはやや問題がある。古記はこれを「若事当計会者、仍録会目、与符俱送太政官。」と「署名」を指すと解説する。しかし、前者はそもそも「与符俱送」で、その前の「其出符、皆須案成并案送太政官檢勾。」が前提となる文であり、養老令と開元七年令では令本文ではなく、注とされる部分である。また、後者の署名についても、大宝令において「署名准弁官」は注となっていた部分であり、この部分のみ⁽¹⁵⁾に「准此」に係るのは不自然である。したがって、「皆准此」は唐令と同様に「其出符、皆須案成并案送太政官檢勾。」を指すと理解するのが自然であろう。

しかし、唐のような「分判—分曹制」をとらない日本の官司制において、この「送太政官檢勾」は他の組織に

置き換え難く、この太政官のまま理解する他ない。仮に「自餘諸司」を在京官司と解し、符式の例示文のように「下国符」を念頭に置くならば、諸司が作成した符・移を太政官に送り検勾を加えることは十分に説明が可能である。⁽¹⁶⁾しかし、在外官司が発給する符・移や、在京諸司間で出される符・移については、公文・案文を一々「送」太政官「検勾」することは、特に前者においては想定しがたい規定である。

以上から大宝令Bは、「一般の管隸関係にある官司間の下達命令」についての規定とは解釈できない。大宝令符式条は、在外官司間・在京官司間など一般官司についての規定が欠如し、不備があったことが判明する。これは、日唐間の官司制の相違に基づく不備であり、養老令においてBが削除された原因であったと考えられる。

三、解式条の改訂

大宝公式令に解式が存在したことは確認でき、永徽令にも解式が規定されていたと考えられることはすでに述べた。また、養老令や唐令において、符式の使用はA「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、(其)上官向_レ下、皆為_レ符」のように、解式との関係において説明されている。このAが大

宝令の符式に存在しなかった意義を解明する手がかりとして、解式の改訂についても確認しておきたい。

養老令の解式は、式部省発給の書式を例示した後、「右、八省以下内外諸司、上_レ太政官及所管、並為_レ解。其非_レ向_レ太政官者、以_レ々代_レ謹。」の文を掲げ、内外諸司から太政官に上申する場合と、被管官司から所管官司に上申する場合の二種類を規定していた。しかし、大宝令ではこの部分が「八省以下内外諸司、上_レ太政官_レ為_レ解。」となっていたことが確認でき、⁽¹⁸⁾大宝令の解式には「上所管」の規定が無く、解は文脈上、太政官に上る規定しか存在しなかったことが判明する。そのため大宝令符式においても、解を前提とするAの文言により一般の官司における符の使用を指示することができなかったであろう。

一方、唐の永徽令では、符式にA「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、上官向_レ下、皆為_レ符。」が存在したと考えられ、「尚書省下符」と、一般官司に関する「上申文書の解」に対して出される下達文書の符」という規定が存在したことになる。永徽令の解式の条文は不明だが、大宝令を参考にすれば、「内外諸司、上_レ尚書省_レ為_レ解。」部分は推定復原が可能であろう。また、「尚書省に上る解」の文

言だけでは、符式にAが規定されている意味が無く、永徽令には一般の管隸関係に適用される文言、すなわち「上所管」のような規定が存在していたと考えられる。

ここから、大宝令・養老令を参考に、永徽令解式の復原案を挙げるならば、「内外諸司、上尚書省及所管」並為「解」の文言が推定できよう。

したがって、解式についても、永徽令には存在した「上所管」が大宝令では削除されたと考えられる。

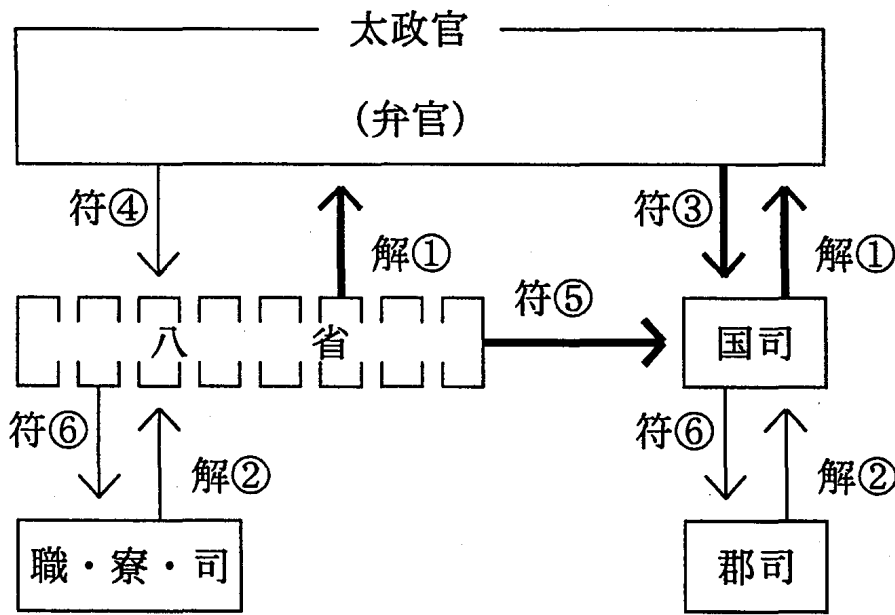
以上から、大宝令を制定する過程で、符式においてはAの「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、上官向_レ下皆_レ為_レ符。」を、解式においては「上所管」を、永徽令の条文から故意に削除したことが判明した。しかし、大宝令符式では、一般官司についての規定が欠如するという不備が生じていたため、養老令では符式に改訂を加えてAを唐令の形に戻したと推測される。したがって、大宝令・養老令間の相違は、藍本となった唐令自体の相違に基づくものではない。これらは、大宝令制定者の意図による改訂であり、これが再び養老令で改訂されたことの意義を検討する必要がある。

第二章 大宝令における符と解

一、諸国司—省台間の文書

養老公式令の符式・解式において、大宝令では削除されていたA「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、其上官向_レ下、皆_レ為_レ符。」と「上所管」が追加され、在京・在外官司ともに符・解の一般規則が明確になった【**図Ⅲ**】参照。以下の①～⑥は図中の番号に相当【】。解は①（内外諸司が太政官に上申する場合）と②（被管官司から所管官司に上申する場合）、符は③（太政官から在外諸司に下達する場合）・④（太政官から在京諸司に下達する場合）・⑤（八省・彈正台から諸国に下達する場合）・⑥（所管官司から被管官司に下達する場合）に用いられるのである。

一方、大宝令における符式・解式では、このうち①（内外諸司から太政官に上申する解）・③（太政官から諸国（在外諸司）に下達する符）・⑤（八省・彈正台から諸国に下達する符）は条文から読み取れるが、それ以外の②⑥（一般の管隸関係にある官司間で交わされる符・解）、④（太政官から在京諸司に下達する符）の規定は令文上欠如している。



※ なお、——①③⑤は大宝令でも規定があるもの。

[図Ⅲ] 日本の官司制と符・解の発給 (養老令)

しかし、大宝令符式・解式制定の意図が、一般の官司における符・解の規定を否定することにあつたとは考えがたい。養老公式令12移式条の「内外諸司、非相管隸」

者、皆為_レ移。若因_レ事管隸者、以_レ々代_レ故。」の規定は大宝令においても存在したと考えられ、⁽¹⁹⁾大宝令制においても、管隸関係か否かが明確に区別されていたことは明白である。

では、大宝令において符式条のAと解式条の「上所管」が削除されたのは何故か。参考となるのが、次の『令集解』公式令12移式条に引用された穴記である。

但其令无_下『凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、其上官向_レ下、皆為_レ符』之文。仍為_レ明_下国司向_レ省台_上時為_レ解之事_上故生_レ文耳也。

ここで穴記は、其令(大宝令)に存在しなかったAが養老令で追加されたことは、国司が省台に向かつて解を出すことを明確にするためであると述べているのである。

そこで、諸国司から省台に宛てる文書について検討しておきたい。本来、管隸関係のない官司間では互通文書の「移」が用いられる。しかし符式によると、省台から国司に宛てる場合は符が用いられるため、「凡_レ応_レ為_レ解向_レ上者、其上官向_レ下、皆為_レ符」の反対解釈として国司から省台に宛てる場合は解が用いられることが推測される。⁽²⁰⁾また、これは以下の史料からも確認できる。

『令集解』移式条の穴記が引く令釈と令釈所引師説

令釈云。師説云。「国司向_レ省為_レ解。」謂下条「省台准_レ此」之注文、殊案所_レ讀也。

『令集解』公式令89遠方殊俗条の古記所引の八十一例⁽²¹⁾

凡解移送_レ諸司_レ者、主典以下史生以上、随_レ事_レ輕重_レ相送。其国司・京職・撰津等公文以_レ事_レ隸者、皆為_レ解。但諸国於_レ竹志大宰府、皆為_レ解也。

『令集解』公式令12移式条「非相管隸」部分の古記

問。国司送_レ省台、若送_レ五衛府等、若為_レ処分。答。

省台者為_レ解、於_レ餘官_レ為_レ移。

しかし、右の令釈・令釈所引師説・八十一例・古記などはともに養老令が編纂された養老年間もしくはそれ以降に成立した史料である。⁽²²⁾史料の關係もあるがこれ以前の狀態は不明であり、大宝令の解式が「上太政官」のみを規定していることから、「国司から省台への解」が大宝令制の当初にまで遡り得るかは疑問である。

さらに問題となるのは、符式や移式が宛先を明記するのに対し、解には宛先が記載されないことである。この点については従来、解式が被官官司から所管官司に宛てて出される文書式であるため、宛先が明白で記載の必要がなかったためと説明されている。⁽²³⁾また、養老令の解式によると、太政官宛ては書止を「謹解」、それ以外の官

司宛ては「以解」とすることになっているため、⁽²⁴⁾令文上、太政官宛てか所管宛てかを判断することは可能となる。⁽²⁵⁾しかし、国司の解は太政官宛て・省台宛ての二種類が存在することになり、後者は具体的にどの省に宛てたものか、表面的には判断しにくい。また実例では、天平年間の正税帳のように「謹解」「以解」の両者が混用されている例が見られるため、⁽²⁶⁾書止によって宛先が太政官か省台か、判断することも難しい。

では、これは単なる混用と理解して良いのであろうか。正税帳は、国司から太政官に提出された後、中務省・民部省に送られたとするのが通説である。⁽²⁷⁾ここから、解の書止の相違は、直接の提出先である太政官「謹解」と、最終的な宛先である中務・民部省「以解」のどちらを宛先として解を作成するべきか、という判断の相違により生じた事態であったと推測されるのである。⁽²⁸⁾すなわち、国司の解は、太政官に一旦提出された後、省台に伝達される⁽²⁹⁾ことがあり、この場合の宛先は太政官と認識されていたことの証左と言えよう。

以上から、国司から省台に文書を送る場合、解を用いるという規定は、養老令編纂の時期までしか遡及し得ないことが判明した。大宝令において解式は、太政官に対

する上申にのみ用いるのが令則であり、省台や他司あての解は令文上想定されていなかったのである。一方、国司から省台に送られた文書の中に、太政官宛ての解の形をとるものが存在する。これは、国司が一旦解を太政官に提出し、太政官が省台に送るという伝達方式によった可能性が高く、この場合の宛先はあくまでも太政官と意識されていたことを示す史料であり、「上太政官」のみを規定した大宝令解式と符合する例と言えよう。

二、弁官の受付機能

では、国司から省台に提出される文書は、中央でどのように受理・伝達されたか。太政官において「受付庶事」（大宝令では「申付庶事」）を担当する弁官の機能面から確認しておきたい。

令文中で、諸国司から八省（彈正台宛ては史料なく不明）⁽²⁹⁾に提出されるのは、a. 式部省・兵部省宛の選文・考文、b. 兵部省宛の兵士歴名帳・器仗帳⁽³⁰⁾、c. 民部省宛の解巧者の帳、である。この中で、a・bはすべて朝集使が進上することになっており、天平六（七三四）年の『出雲国計会帳』では「解弁官解文」の項目に記され、弁官に提出される文書である。⁽³¹⁾ cは宮繕令7解巧作条に

「毎年計帳之次、国司簡試、付帳申省」と見えるが、計帳自体が太政官を経由して民部省に送られることになっている。⁽³²⁾ したがってa・cは、少なくとも八世紀前半において、諸国司から直接八省に文書が送られるのではなく、一旦太政官（弁官）に提出された上で、八省に送られていたことが確認できる事例である。

また大隅清陽氏は、八世紀初頭の弁官が令規定よりも広い範囲の政務を受理しており、養老令以降、これを分担する形で式部・兵部・治部など諸司の受理機能が成立したことを指摘し、この弁官への事務集中は諸司の職務分担が確立するまでの移行措置であったと評価する。⁽³³⁾ 考文・選文など、養老令以降では諸国から八省に直接提出された文書について、大宝令制では弁官による一括受付が行われていた⁽³⁴⁾という大隅氏の指摘は重要であろう。

さらに大隅氏は、弁官の職掌「受付庶事」の「付事」が、左右司郎中（尚書省全体の検勾官）の「付十有二司之事」を継受したもので、⁽³⁵⁾唐の検勾官の職掌と関係を持つと指摘している。⁽³⁶⁾ さらに加えるならば、弁官の職掌の「管（八省）」は、大宝官員令・養老職員令に確認できるが、⁽³⁷⁾これも唐の「付（六部二十四司）之事」との関連が想起されよう。

では、弁官の「管（八省）」、すなわち弁官と八省との管隸関係は、文書行政の上でどのように作用するのであろうか。

移式条によると、「非相管隸」の官司間においては移を使用するが、例外として被管官司の場合、『令義解』公式令12移式条に「凡被管者、不得以移直向他司、皆先申所管、々々更修移向他司。」と見え、被管官司から一旦その所管官司に解を出した後、所管官司が他司に移を出すことになっている。この実例が、諸司から民部省に宛てた「天平十七（七四五）年度大粮申請文書」³⁸であり、七省の被管官司は、一旦その所管である省に解を送り、省が被管官司の分も取りまとめて民部省に移を送っていることが確認されている。³⁹したがって、被管官司が外部の諸司との間で交わす文書の発給・伝達について、所管官司が一括して把握し、監督するというシステムが存在していたと言えよう。

一方、符式条によると、太政官符は弁官・史が作成するが、八省で作成された省符は「其出符、皆須案成并案送太政官検勾。」と太政官に提出された上で、発給されることになる。また、諸国司の文書は、太政官宛ての解の形で一旦太政官に提出された後、八省に伝達され

ていた可能性が高いことはすでに述べた。以上から、この所管官司による被管官司の文書の一括把握というシステムは、弁官と八省との管隸関係にも存在しており、太政官の事務機関たる弁官が、八省の文書行政を監督することが「管（八省）」の実態であったと推測されよう。したがって、弁官は、太政官の事務機関であると同時に、被管である八省の文書発給・伝達・受理を一括して把握する役割を有していたと考えられる。外部の官司（国司など）から八省に提出される文書は本来、一旦この弁官（太政官）に宛てて提出された後、弁官が八省に付すという伝達経路が想定されていたのである。したがって、国司から八省に対して解を送るという規定は、養老令編纂前後に、八省など諸司の職務分担が確立するとともに生じたものであったと考えられる。

以上から、大宝令解式条が「上太政官」のみを規定したことは、解はすべて太政官に提出し、必要に応じて太政官から八省などに付されるものであり、太政官が文書を一括して受理することを意図した成文であったと言えよう。また、大宝令符式条には、養老令に存在しないB「自餘諸司、応出公文者、皆准此。」が存在し、

太政官・省台以外の諸司が出す公文についても皆此〔送「太政官」檢勾〕に准ずとの規定になっていた。したがって令文上、諸司が発給・受理する文書はすべて太政官を経ることになる。大宝令編纂時、符式条・解式条の成文にあたって唐の永徽令を改訂した理由は、太政官が律令文書行政を一括して把握することにあつたと言えよう。

おわりに

大宝公式令は、唐の永徽令をもとに制定されたが、符式においては「凡_レ應_レ為_レ解_レ向_レ上_レ者、上官向_レ下_レ、皆為_レ符。」を、解式においては「上所管」を永徽令の規定から削除して成文したことが判明した。この結果、大宝令解式は「八省以下内外諸司、上_レ太政官_レ為_レ解。」と太政官に上申する規定のみになった。そのため、諸国司の解は、一旦太政官に宛てて提出された後、八省に伝達されたと考えられる。また大宝令符式では、Bの「自餘諸司、應_レ出_レ公文_レ者、皆准_レ此（送「太政官」檢勾）。」を残したため、太政官・省台以外の諸司が発給する公文についても、すべて太政官が檢勾を加える規定となった。したがって、大宝令制定時の符式・解式改訂の意図は、太政

官が、諸司が発給・受理する文書をすべて一括して把握することにあつたと言えよう。しかし、大宝令におけるこの改訂は、日唐間の官司機構の相違とともに、一般の管隸関係にある官司間の上申・下達についての令文規定が欠如するという不備が生じる原因となった。⁽⁴⁰⁾

一方、養老令編纂過程では、文書行政の実状に即した変革が進み、太政官において弁官が文書を一括して把握していた状況から、諸司への分掌が進んだと考えられる。⁽⁴¹⁾ また、養老令においては、上申・下達文書に不備があつた大宝令の符式・解式を訂正し、両条は藍本の唐令に近い形に戻された。これらの変革の一環として、諸国司から省台宛ての解が作成されるようになり、太政官を経由せず、直接省台に提出されるとの規定が生じたと考えられる。

本論では、唐令・大宝令・養老令間における符式条と解式条の規定変更をもとに、大宝令編纂時には、律令文書行政を太政官が一括して把握することを意図した改訂が行われたことを論じてきた。大宝令を単に養老令への発展途上の段階としてのみ理解するのではなく、ひとま_づ養老令と切り離して大宝令の独自性に注目し、律令の本格的導入にあたって何を志向していたのかという理念

を改めて評価していくことが今後も課題となろう。

註

(1) 『令集解』公式令12移式条の穴記に、「見古令符式：但其令无『凡応』為解向上者、其上官向下、皆為符之文。」と見える。

なお、「若下在京諸司者、不注使人以下。」の文が大宝令に存在したか否かは、古記から確認できず、厳密には不明である。しかし、筆者はこの文についても大宝令には一切規定が無かったと考える。以下にその根拠を述べておきたい。

まず、養老令符式条の書式の年月日以下には、この文の前提となる「使人位姓名」と「鈴剋」が見える。大宝令にこれらの語が存在したか否かは、古記の解説がないため不明である。しかし、公式令19計会式条によると、計会帳の記載項目の「其年月日下其国符、其月日使人位姓名」が大宝令にも存在した（養老令では「使人其官位姓名」）ことは古記から確認できる。したがって、符自体に「使人位姓名」が書かれていた可能性は高く、大宝令符式の書式にも「使人位姓名」は存在していたと考えられる。

一方、符式条の古記には、「古記云。右太政官下国符式。未知。於省台何。解式『八省以下内外諸司、上太政官為解。』明知為符状。」と見える。これによると古記は、太政官から省台に対する下達に符を用いると

いうことを、「八省以下内外諸司が太政官に上申するに解を用いる」という解式を根拠とすることで説明しているのである。したがって、「太政官から省台、在京諸司宛てには符を用いる」ことの根拠となる条文が、大宝令符式条には存在しなかったことは明白である。以上から、この「若下在京諸司者、不注使人以下。」も大宝令符式条に存在しなかったと考えられる。

(2) 『令集解』公式令13符式条の古記に「問。自餘諸司出公文者、皆准此。未知。問。勅直云勅符。未知。：。」と見える。

(3) 『日本思想大系 律令』（一九七六年・岩波書店）公式令の關係箇所注・補注。

また早川氏は、大宝令の符式は原則として在外宛てで、養老令の符式は「太政官が在京諸司に対して発する場合、および官省台に非ずとも所管官司が被管官司に対して発する場合にも適用しうるように一般化」したと述べる（『律令太政官制の成立』（『日本古代官僚制の研究』一九八六年・岩波書店、初出は一九七二年））。

(4) 大宝公式令の符式条復原案は、吉川真司氏の「勅符論」（『律令官僚制の研究』一九九八年・塙書房、初出は一九九四年）に拠った。また、復原には『令集解』公式令13符式条の古記の他、12移式条の穴記を用いている。

(5) 瀧川政次郎「敦煌出土唐公式令年代考」（『支那法制史研究』一九四〇年・有斐閣、初出は一九三二年）。仁井田陞「敦煌出土の唐公式・假寧兩令」（『法学協會雜誌』五〇—六・一九三二年）、同「唐令拾遺」（一九六四

年・東京大学出版会、一九三三年東方文化学院の復刻版)、同『唐令拾遺補』(池田温編集代表・一九九七年・東京大学出版会)。「TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS」I (一九七八年・一九八〇年、東洋文庫)

(6) 養老律令は、かつて養老二(七一八)年制定とする説が唱えられてきたが、近年では、律令編纂関係者への褒賞が見える『続日本紀』養老六(七二二)年二月戊戌条ごろまでに成立したとする見解が有力である。また、養老六年以降も天平十一(七三九)七四一)年ごろまで編纂が継続していたとする榎本淳一氏の見解もある。『養老律令試論』(『日本律令制論集』上巻・一九九三年・吉川弘文館)。

また、唐令との関係については、開元三年令(七一五年制定)が養老二(七一八)年帰国の遣唐使によってもたらされ、養老令の編纂時に参照されたと考えられることが、利光三津夫氏(『開元三年令船載考』(『律令制の研究』一九八一年・慶應通信)、坂上康俊氏(『令集解』に引用された唐の令について(『九州史学』八十五・一九八六年)、『船載唐開元令考』『和名類聚抄』所引唐令の年代比定を手懸りに)、『日本歴史』五七八・一九九六年)らにより指摘されている。

(7) 東野治之「奈良時代以前の解」(『鎌倉遺文月報』二二・一九八二年・東京堂出版)

(8) 中村裕一「唐代公文書の概要」(『唐代公文書研究』一九九六年・汲古書院) なお、中村氏はこの根拠として、『唐会要』卷七十五・南選の開元八年九月条に「勅、応

南選一人、嶺南每府同一解、嶺北州及黔府管内州每州同一解。」と見えることを挙げる。

(9) 岸俊男「木簡と大宝令」(『日本古代文物の研究』一九八八年・塙書房、初出は一九八〇年)

(10) 中村裕一氏は、貞観廿二(六四八)年と永徽元(六五〇)年の「安西都護府承勅下交河縣符」(ともに阿斯塔那二二二一号墓文書(『吐魯番出土文書』「参」)一九九六年・文物出版社)の書式を根拠として、符式の文書様式はすでに貞観令(六三七年制定)に規定されており、その文書様式は敦煌出土の開元七年令の符式と変わるものではなく、唐代公文書は唐代の初期にすでに開元令とほぼ同一のものが存在した可能性が高いと指摘する。『吐魯番出土の公式令規定文書』(『唐代公文書研究』一九九六年・汲古書院)。

(11) 唐公式令において、符式条の他に移式・関式・牒式などの条文が敦煌出土の公式令断簡によって確認できる。しかし、これらはすべて、(例示書式) + (一般則を規定した文言) + 「判官(署位)准郎中」で構成されており、本局における「検勾」についての指示はない。また、唐公式令断簡では移・関・牒・符の順、日本令では解・移・符の順となっており、官司発行の文書書式の中では符式が最後尾であったと推測される。

なお、唐公式令断簡には紙縫ごとに官印が捺してあり、この順序に脱落や順序の狂いがないことは確認されている(仁井田陞「ペリオ敦煌発見唐令の再吟味」とくに公式令断簡)、『唐令拾遺補』一九九七年・東京大学出版

会、初出は一九六五年)。

(12) 吉川真司「奈良時代の宣」(前掲(4)書に収録、初出は一九八八年)

(13) 符式には「首判之官署位、准郎中」、移式にも「判官皆准郎中」と見える。

(14) 公式令80京官出使条に「凡京官以公事出使、皆由太政官發遣。所経歴、処符移、弁官皆令便送。(以下略)」と見え、この部分の令釈は「釈云。依式省台出符。餘司為移也。」と述べる。

(15) 『令集解』公式令12移式条の穴記には「其令(古令) 龜云『省台准此』、注云『署名准弁官』。」と見える。

(16) 大宝公式令の天子神璽条復原案によると、「下諸国公文」には内印、「太政官及諸司案文」には外印を捺すことが規定されている。

(17) ただし、職制律27事応奏而不奏条には「不由所管而越言上」の場合の罰則が見え、疏はこれを「謂。国管郡、々事須上官、皆先申所管国、不申而越言上者。」と説明する。

(18) 『令集解』公式令の解式には古記が引用されていないが、13符式条の古記には「解式。八省以下内外諸司、上太政官為解。」と見える。

(19) 『令集解』公式令12移式条の古記に、「非相管隸」「因事管隸」が見える。

(20) 吉川聡氏は、唐の尚書省符は原則として内部官司たる六部二十四司が作成したが、日本の符式条ではこれが太政官符と省台符の二つに分裂したため、管隸関係にな

い省台と国との間で符・解を交わすことになったと述べ、その理由を六部の文書行政を継承した八省が太政官から独立したことに求めている(「律令官司制の構造とその成立」八省を中心に)、『日本史研究』四四四・一九九九年)。

(21) 『日本思想大系 律令』(一九七六年・岩波書店)当該条の補注。

(22) 虎尾俊哉「例」の研究(八十一例・諸司例・弾例) (初出は一九六二年)、『令集解考証三題』(初出は一九六四年)、『古代典籍文書論考』一九八二年・吉川弘文館)

(23) 『日本思想大系 律令』(一九七六年・岩波書店)の公式令11解式の頭注

(24) 養老令解式の例示書式は「式部省解 申其事。/其事云々、謹解。/年月日(以下略)」であり、規定の末尾には「其非向太政官者、以々代謹。」と見える。

(25) 今江広道氏は、書止が「以解」である「相模国封戸租交易帳」(『大日本古文書』一卷六三五〜六四〇)、「遠江国浜名郡輪租帳」(『大日本古文書』二卷二五八)などを例示して民部省に宛てたものと解釈し、書止により太政官宛てと所管宛ての分類を行っている(「太政官文書・上申文書」(『日本古文書学講座 第2巻古代編I』一九七八年・雄山閣出版)。しかし、この書止文言のみで宛先を太政官か否かと判断することには、慎重であるべきとの見解もある(鐘江宏之「文書の授受(1) 解・移・牒」(『文字と古代日本』一巻支配と文字』二〇〇四

年・吉川弘文館)。

(26) 今江広道氏前掲(25)論文。山里純一「天平期正税帳
総説」(『天平諸国正税帳』林陸朗・鈴木靖民編、一九八
五年・現代思潮社)

なお、「謹解」は大倭国(天平二年度)・伊賀国(天平
二年度)・隱岐国(天平四年度)・周防国(天平六年度)、
「以解」は越前国(天平二年度)・尾張国(天平六年
度)・和泉監(天平九年度)・駿河国(天平九年度)の正
税帳で用いられている。

(27) 岸俊男「籍帳備考」その紙背について(『宮都と
木簡』よみがえる古代史)一九七七年・吉川弘文館、
初出は一九五九年)

(28) 鐘江宏之氏前掲(25)論文。

(29) 選叙令1応叙条「其応叙人、本司量程、申送集
省。」(大宝選任令でも同様)。考課令51分番条「凡分番
者、毎年本司量其行能功過、立三等考第。：詭具記
送省。」、同67考郡司条「凡国司、毎年量郡司行能功
過、立四等考第。：詭具記附朝集使送省。」ただし、
内外文武官初位以上の考文は「申送太政官」(考課令
1内外官条)となっている。

なお、『続日本紀』和銅二年十月甲申条には「制。凡
内外諸司考選文、先進弁官。処分之詔、還附本司、便
令申送式部・兵部。」、和銅六年十一月丙子条には「太
政官処分。凡諸司功過者、皆申送弁官、乃官下式部。」
と見え、考文・選文は一旦弁官に提出されていたことが
確認できる。

公式令符式条の改訂とその意義

(30) 軍防令14兵士以上条「凡兵士以上、皆造歴名簿二通。
：一通留国。一通毎年附朝集使送兵部。」、同42從
軍甲仗条「其国郡器仗、毎年録帳、附朝集使申二兵
部。」。

(31) 『出雲国計会帳』「解辨官解文」の天平五年十月に
「二、廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙(考文三卷、考状一
卷、選文一卷、：)、一、同日進上公文貳拾陸卷肆紙
(考文一卷、考状一卷、兵士簿目録一帳、兵士歴名簿四
卷、：官器仗帳一卷、：)」と見え、前者が左弁官(管
中務・式部・治部・民部)、後者が右弁官(管兵部・
刑部・大藏・宮内)に提出されたものと考えられる
〔鐘江宏之「公文目録と「弁官」国司制」国司の公文
進上に関する一考察」(『続日本紀研究』二八三・一九
九二年)〕。

なお、『出雲国計会帳』の構成・接続については、平
川南氏の「出雲国計会帳・解部の復原」(『漆紙文書の研
究』一九八九年・吉川弘文館、初出は一九八四年)に拠
った。

(32) 戸令18造計帳条、賦役令5計帳条

(33) 大隈清陽「弁官の変質と律令太政官制」(『史学雜
誌』一〇〇—一一・一九九一年)、以下、大隅氏の説は
すべてこの論考に拠る。なお、式部・兵部については、
註(29)参照。

また治部については、『令集解』儀制令8祥瑞条に次
の令釈が引用されている。

釈云。案大瑞以下、皆先申官。々付治部、依

書合大瑞者、隨即治部表奏。上瑞以下、元日以聞。治部例云。「養老四年正月一日辨官口宣。依改常例、太政官申符瑞者、大瑞已下、皆悉省加勘当、申送辨官。但上瑞已下、更造奏文、十二月終進太政官。」

この養老四年の辨官口宣により、これまでの例を改め、祥瑞は治部省が勘当を加えた後、辨官に申送する（上瑞以下は年末に）ことになった。大隅氏は、「このことから逆に、これ以前には治部省の祥瑞弁別機能が未成立で、全ての祥瑞は弁官を経由して太政官により即座に上奏されていたことが推察される」と述べている。

(34) また、鐘江宏之氏は、『出雲国計会帳』『解辨官解文』天平五年八月二日付の進上公文の「匠丁帳貳卷貳紙」と「運調綱帳壹紙」に相当する記述が、「解民部省解文」同八月に「二日進上下番匠丁并粮代絲價大稅等數注事」・「十九日運夏調網出雲郡大領外正八位下日置臣佐提麻呂事」として見えることを指摘し、弁官に提出された公文の目録は、国司が在京諸司に宛てた公文を弁官がすべて把握するためのものであり、国司から在京諸司宛ての公文は一括して一旦弁官に送られたと推測されると述べている〔前掲(31)論文〕。

(35) 『大唐六典』卷一・尚書都省に「左右司郎中員外郎、各掌付十有二司之事」と見え、「十有二司」は六部二十四司を指す。

(36) 『令集解』職員令一神祇官条の大史の職掌「受事上抄」部分には次のように見える。

釈云。唐令私記云。都省令史、受來牒而付本頭令史。付訖作抄目、謂之上抄。其様如左也。太常寺牒、為請差巡陵使事。右壹道、十九日付吏部令史王庭。讚案。上説云。假令、治部請差巡諸陵使解文、進太政官。々々史受取、申少辨以上、蒙進止後、召式部付。々々訖之後、日記注云、治部省解一道、其事、右月日付式部録姓名意也。

大隅氏によると、唐において、外部から尚書省にもたらされた文書は、都省（本局）の主典である令史が受理した後、担当の六部の令史（本頭令史）へと付されるところに、都省令史は令史の職掌の「受事上抄」に基づいて抄目を作成する。さらに氏は、その抄目が都省の検勾管にまわされ、都事が「受事発辰（文書受理の日付記入）」を行った後、左右司郎中により六部へ「付事」されたと推測する。一方日本においては、史が受け取って少弁以上に読申し、弁による口頭での処分が行われ、必要に応じて関係官司を召して交付する形で行われた。

(37) 養老職員令には「左大弁一人。掌、管中務・式部・治部・民部。右大弁一人。掌、管兵部・刑部・大蔵・宮内。」と見える。また、『令集解』職員令の古記には「左弁官管諸司。謂、中務・式部・治部・民部。」「右大弁管右諸司。謂、兵部・刑部・大蔵・宮内。」と見え、大宝官員令でも養老令と同様であったらしい。なお、この「管」は、「因事管隸」（臨時に管隸関係が生じる場合）とは別個の概念であり、通常の管隸関係を指すと考えられる。（「因事管隸」の理解については、吉川聡

氏前掲(20)論文を参照。

- (38) 『大日本古文书』二巻。なお、文書の接続については、山田英雄氏の「天平十七年の文書をめぐって」(『日本古代史攷』一九八七年・岩波書店、初出は一九七六年)、櫛木謙周氏の「天平一七年大糧申請文書の基礎的考察」(『日本古代労働力編成の研究』一九九六年・塙書房、初出は一九八〇年)を参照。

- (39) 七省被管の職・寮・司は一旦所管の省に解を送り、省がこの解を、民部省宛の「省移」の後に「所管宛の解」を貼り継ぐ(中務省・治部省・大蔵省・宮内省)か「省移」の中に被管官司の申請分を含める(式部省・兵部省・刑部省)形で民部省に伝達している。一方、独立官司の春宮坊・右京職・右衛士府・左右兵庫・左右馬寮などは、民部省に直接移を送っている。古尾谷知浩「印と文書行政」(『文字と古代日本一巻支配と文字』二〇〇四年・吉川弘文館)

- (40) 一般の管隸関係にある官司間で交わされる文書の規定が、大宝令文では欠如していることについて〔「図Ⅲ」参照〕、筆者はあくまでも令文上の問題であり、実際にはこれらの官司間でも令に准じて符・解が使用されていたと考えていた。しかし、吉川真司氏から、大宝令に欠如している部分では、大宝令以前からの使用が確認される旧式の符・解の使用を意図していた可能性があるとのこと指摘をいただいた。この点の検討については、今後の課題としておきたい。

- (41) 大宝令では「諸司案文」にも外印(太政官印)を捺

印する規定であった。しかし養老令では、大宝令に無かつた諸司印について「上_レ官公文及案、移牒則印」との規定ができ、養老三(七一九)年には中務省以外の七省と春宮坊に印が領下されている〔公式令40天子神璽条、『続日本紀』養老三年十二月乙酉条〕。